

リフト付福祉バス利用規約 (利用者へ配布用)

平成28年8月改定

◎リフト付福祉バス「おおぞら号」の利用規約は次のとおりです。

1. 利用の対象

- (1) 神戸市に住所を有する心身障害児(者)の団体であって、車椅子を常時使用し日常外出困難な心身障害児(者)を対象とした、健康の増進、教養の向上等の事業を行うためのものであること
- (2) 最低乗車人数15名、うち心身障害児(者)が7名以上であること

2. 利用定員

車椅子固定席	3名	合 計 29名
普通座席	21名	
補助席	5名(ガイド席1を含む)	

3. 運行日及び運行時間

(1) 運行日	毎週火曜日から日曜日まで	
(2) 運行時間	午前9時から午後5時まで	車庫がある神戸市立総合福祉センターを基準とする
(3) 運休日	(1) 毎週月曜日 (祝祭日を含む) (2) 12月27日から翌年1月6日まで (3) 8月13日から8月15日まで	

4. 利用の申し込み

- (1) リフト付福祉バスを利用しようとする者(以下「利用者」という)は、次の書類を当会会長あてに提出すること。
 - ① リフト付バス利用申込書
 - ② 運行行程表(配車場所および目的地付近の地図を添付する)
 - ③ 乗車人名簿
- (2) 上記の書類は、利用を希望する日の前月20日までに提出すること。
- (3) 利用者は、事前に目的地までの道路事情、目的地の駐車場の把握その他交通事情等を調査しておくこと。
- (4) 運行当日の行程変更はできません。
- (5) 利用者は、介護者の添乗に十分な配慮を行い、搭乗責任者を定めること。
- (6) リフト付福祉バスの利用を承認するときは、「リフト付バス利用承認書」を交付する。利用者は、「リフト付バス利用承認書」の裏面に記載の「留意事項」を熟読のこと。
- (7) 走行範囲は、所定の運行時間内で走行する範囲であれば特に限定しない。

5. 費用の負担

利用者は、次の費用を負担する。

- (1) 有料道路の通行料
- (2) 駐車料(必ず駐車場の予約をとってください)

【裏面もご覧ください】

- (3) 燃料費：走行距離 1 kmにつき 80 円に全走行距離を乗じた金額とする。
 ※走行距離の算定は、車庫(神戸市立総合福祉センター)を出発し、業務終了後車庫に帰着するまでの距離とする。
- (4) 超過料金：所定の運行時間を超過して運行した場合は、超過時間 1 時間につき 2,160 円(超過時間 30 分以上 1 時間未満は 1 時間とする)。
- (5) 休日運行料(土・日曜日、祝祭日に運行する場合に限る)

運行時間	1 日当たりの金額	備 考
4 時間以内	10,260 円	
4 時間超 9 時間以内	20,520 円	
9 時間超	20,520 円+超過料金	

6. 予約取消料

- (1) 利用申し込みをした後に、利用者の都合により、利用申し込みを取り消した場合は、下記のとおり取消料を申し受けます。

(取消料)

取消申出日	取消料
運行日の一週間前以降	2,000 円
運行日の前日	3,000 円
運行日の当日	5,000 円

- (2) ただし、天候不順により運行が困難なとき、その他やむを得ない事由が生じたときは取消料を徴収しない。

7. 平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

神戸市重度心身障害児(者)父母の会

電話 (078) 335-8508

FAX (078) 335-8509